

—必ずお読みください—

収録規程 8

ゴミ集積所に係る管理要領

【目的】

当要領は、会員相互が家庭ゴミの適正・責任ある出し方を厳守するとともに、ゴミ集積所の清潔な管理に努め、集積所に近接する家庭の迷惑等を解消し、併せて当団地内の良好な環境の維持を図ることを目的とする。

【方法】

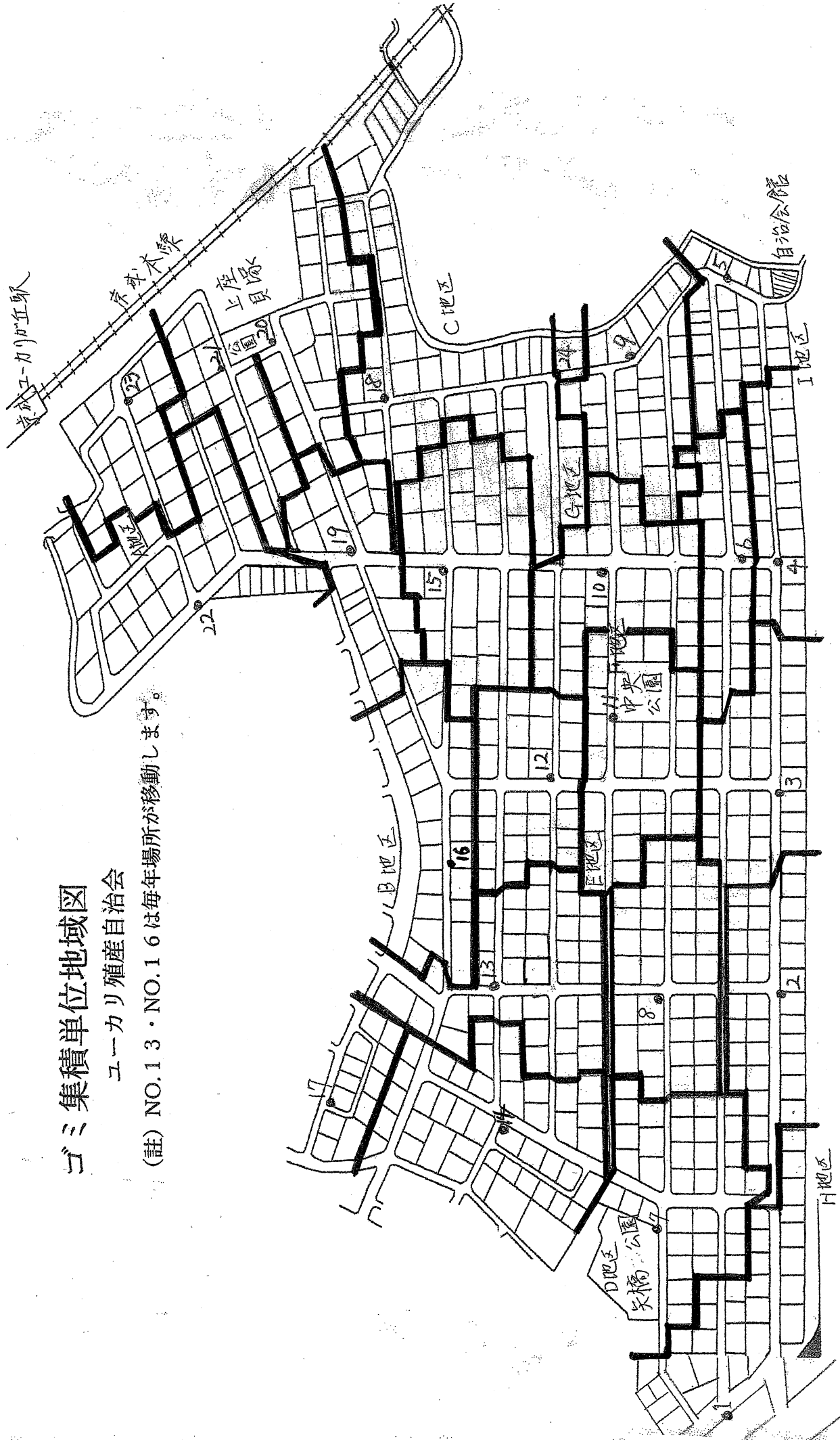
- 1 集積所の配置場所は、別途配布資料「ゴミ集積単位地図」の通りとする。
- 2 会員は、集積所ごとの責任においてその清潔・整頓に努めるものとする。
- 3 集積所ごとに管理責任者を置く。
- 4 管理責任者は、その集積所の管理並びにゴミ集積について、当該ブロックの住民の協力を得て集積所の管理に努め、その実施に当たっては下記の点に留意する。
 - (1) 適宜集積所を見回り、トラブルの未然防止に努めること
 - (2) 新規入居者には「ゴミ集積単位地図」を配布し、十分に趣旨の徹底を図ること
 - (3) 万一トラブルが発生した場合には、地域住民と協議し最善と思われる解決方法を考えること
- 5 家庭ゴミを出すにあたっては、各会員は特に次の事項に留意する。
 - (1) 佐倉市の指定ゴミ袋を必ず使用すること
 - (2) 市の定める分別区分及び排出日を厳守すること
 - (3) ゴミを出す時間帯は、午前6時30分から8時30分頃とすること
 - (4) ゴミ袋は破損したりすることのないよう注意すること
特に生ゴミについては、水漏れ等のないようにすること
 - (5) 各自の指定集積所以外の集積所には、絶対にゴミを出さないこと
 - (6) 集荷後のネットの始末、清掃は利用する会員が当番により行うこと
 - (7) その他ゴミの排出に問題等がある場合は管理責任者に連絡すること

(改訂) 本要領は平成30年5月12日ブロック委員会で改訂を承認した。

ゴミ集積単位地域図

ユーカーリ殖産自治会

(註) NO.13・NO.16 は毎年場所が移動します。



2020年3月作成 環境担当幹事